

# ③ お金と税金のコラム

## 「相続時精算課税は、要注意！」

皆様、「相続時精算課税」というのはご存知ですか？これは、贈与税の課税制度の1つです。年110万円までは贈与税がかからない「暦年課税」は、ご存じの方が多いと思います。この他に、選択により「相続時精算課税」を採用することができます。

この制度が選択できるのは、60歳以上の親や祖父母から、18歳以上の子や孫に贈与した場合です。贈与者と受贈者を指定して選択します。「相続時精算課税」は、2,500万円まで贈与しても贈与税はかけませんよ、という制度です。2,500万円を超えた場合は、超えた部分の20%の贈与税を支払います。その上で、その贈与者が亡くなったときは、今まで贈与した財産は相続財産に加算して相続税で精算する、という制度になります。支払った贈与税があるときは、相続税から差し引きます。まさに、相続時に税金を精算する制度です。

この「相続時精算課税」を一旦選択すると、「暦年課税」には戻れなくなります。選択後の贈与は、すべて2,500万円の枠の中で管理していくこととなります。したがって、翌年以降も贈与した場合は、累計でいくら贈与したかを申告する必要があります。累計で2,500万円を超えた場合には、20%の贈与税を支払う必要があります。「相続時精算課税」をよく理解していないと、翌年以降も継続しているとは思ってもせず、通常の「暦年課税」感覚で贈与を行って申告もしていない、というケースが非常に多いです。贈与税は通常6年で時効なのですが、「相続時精算課税」の場合は時効がありません。申告をしていないと何年でも遡って修正申告を出さなければならなくなります。(なお、令和6年の改正で「相続時精算課税」にも申告をしなくてもいい110万円の基礎控除ができましたが)

さらに危ないのは相続が起こったときに、相続人は「相続時精算課税」を適用したことすら認識していないことが多いことです。そうなると贈与した財産を相続財産に加算する、ということが漏れてしまいます。税務署はしっかり管理していますので、必ず後で追徴課税がきます。

「相続時精算課税」を選択するときは、親子でどういう制度がよく理解しておかないと本当に危険ですね。

東京メトロポリタン税理士法人  
グループ代表/税理士 北岡修一  
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

# 社員のブログ

## ～ 娘の好きな「ホーちゃん」～

私には2歳の娘がいます。第一子で、初めての出産と育児は想像していたものとはかけ離れていて、かなりギャップがありました。育児はなんとなくほんわかしたようなキラキラしたものを想像していましたが実際は体力勝負、あっという間に1日が終わってしまいます。娘がもっと小さい頃は夜泣きや夜間の授乳で常に寝不足、主人は日中仕事の為ずっと娘と二人きりで家にいるのが寂しくて、大人と会話したいと泣いたこともありました。道端で見知らぬおばあちゃんに声をかけられただけで、「大人と喋れた！」と嬉しくなったほどです。

そんな娘も2歳になりました。私も娘を保育園へ預けて仕事に復帰し、バタバタと忙しい毎日ですが自分を取り戻したような感覚で楽しく過ごしています。

2歳になった娘は自我が強くなり、お喋りも上手になって自分の好きなものや嫌いなものもはっきりしてきました。

娘の好きなものも、私が出産前想像していたものとは違いました。子供はアンパンマンやドラえもんが好きになるものだと思っていましたが、娘が一番好きなのは「フクロウ」です。お出かけしてフクロウの絵を見つけると「ホーちゃん！」と大喜び、動物園でも真っ先にホーちゃんの所へ走っていき大爆笑しています。保育園に迎えに行くと、手をパタパタさせながら「ママ見て～ホーちゃんになっちゃった！」と言いながら走ってきます。とっても可愛いです。家にはフクロウのぬいぐるみや写真集、絵本がたくさんあります。写真集を眺めてため息をつきながら、「はあ～。ホーちゃんかわいしゅぎ。なんでこんな可愛いのか？」と言っていた時は思わず笑ってしまいました。そんな娘に影響され私もだんだんフクロウが好きになってきて、フクロウの絵柄の食器や小物を見つけるとつい買ってしまったりします。

大切な娘の好きなものは、とっても愛おしいです。これからも一緒にホーちゃんにたくさん会いに行ったり、ホーちゃんのグッズをたくさん集めたりして、娘と楽しい毎日を過ごしたいと思います。

売買部 前田 綾香

## 不動産にまつわる ご相談 (無料) !!

懇切丁寧にわかり易く実益を目指して。  
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0521 メール [info2@0007.co.jp](mailto:info2@0007.co.jp)

地域生活情報誌  
Vol. 187  
2025  
新年号



だ  
いた  
たら  
ぼ  
ち



創業70周年

～ 私達の喜びはお客様の笑顔です～

SHINWA 信和不動産株式会社

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店 (井の頭線 東松原駅前)

世田谷区松原 5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521 / TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線 梅ヶ丘駅前)

世田谷区梅丘 1-24-2 佐野ビル1階/TEL (03) 3425-6145

<信和不動産グループ>

アパマンショップ東松原店

株式会社レントネット信和

(井の頭線 東松原駅前)

世田谷区松原 5-57-7 第1片野ビル2階/TEL (03) 3321-2123



～ 毎週火曜日・水曜日定休～

## 円満相続シリーズ

### 生命保険の性質を知る



生命保険受取金は契約形態により、税法上での扱いが異なります。大きく分けて次の3パターンがあります。契約者が保険料を払っていることが前提です。被保険者とは亡くなった人のことです。

《パターン1》 契約者（父） 被保険者（父）  
受取人（子・母）、ここで金の流れを見てみましょう。お金は保険会社から支払われます。が、保険料を払ったのは父です。亡くなった父から子や母が受け取ったことになるので「相続税」の課税です。

受け取った保険金は、500万円×法定相続人の数＝非課税となります。非課税の枠を超えた保険金は相続財産に取り込まれ課税の対象となります。この受取金は民法上の相続財産になりません。よって遺産分割は不要です。指定された受取人が取得できます。相続放棄した相続人でも受け取ることができます。

《パターン2》 契約者（子） 被保険者（父）  
受取人（子）、子が保険料を払い、自分が受け取るので「所得税」の課税です。

一時所得の1/2に課税です。お金持ちの納税対策に使われます。

《パターン3》 契約者（母） 被保険者（父）  
受取人（子）、保険料は母が払っています。

存命している母からお金を受け取ったことになるので「贈与税」の課税です。いちばん悪い契約パターンです。専門家と相談し契約の変更を検討してください。

ある母親が亡くなりました。父親はすでに他界しており、相続人は兄と妹の2人です。母親には生前に某銀行に2000万円の普通預金がありました。取引先の銀行マンにすすめられ、パターン1の契約で、500万円の一時払いの生命保険（受取人兄）に加入しました。これを年間1回、4年繰り返し、2000万円の普通預金が、2000万円の生命保険に入れ替わりました。

高齢の母親には何の意図もありません。昔から知っていた銀行マンの成績稼ぎのために言われるままです。この生命保険がどういう保険なのか受取人の兄に説明しました。

ここからが私のアドバイスです。「法律ではこの受取金は民法上の相続財産にはなりません。指定されている兄が受け取れます。しかし、4年前までは銀行預金です。本来は兄が1000万円、妹が1000万円を相続することができたはずですが。ここは法律でなく常識で考えてみましょう。」このまま2000万円を外し、遺産分割したら妹は納得しないでしょう、兄には一步譲り1000万円を代償金として妹に払うことをアドバイスしました。兄は素直に聞き入れてくれ、妹も納得し遺産分割協議は1回で完了しました。

また、パターン1の契約は、自宅と預金少々の庶民には、預金を生命保険に置き換えることで相続財産を減らし（遺留分も減る）、受取金で遺留分侵害額請求への対応もできる遺留分対策も可能です。

生命保険はその性質を理解し、上手に活用したらシンプルで安全な相続対策として効力を生じます。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208  
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子538番地メルベージュマルダ1F

## 年頭のご挨拶



明けましておめでとうございます。  
日頃「だいらぼっち」をご愛読いただき、更に弊社にひとかたならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

まず、昨年元旦の能登半島地震で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。  
また夏から秋にかけては台風や警報級の大雨による土砂災害や浸水被害が各地で発生するなど自然災害が相次ぎました。

さて、本年の十二支は巳（へび）年です。

あまり知られていませんが、「干支（えと）」と「十二支（じゅうにし）」は同じ意味ではありません。  
「干支」は「十干（じっかん）」と「十二支」を組み合わせたものです。

「十干」はなじみのない方も多いと思いますが、もとは1から10までを数えるための言葉です。甲、乙、丙、丁…と、日を順に10日のまとまりで数えるための呼び名（符号）でした。不動産の契約書でもよく見かけますね。

「十二支」はご存知の通り、その年を12種類の動物になぞられたものです。

干支の組み合わせは60通りあり、これが一巡すると還暦になります。

ですから、本来の干支でいうと本年は「乙巳（きのと・み）」です。

「乙」は十干では第2位であり、困難があっても紆余曲折しながら進むことや、しなやかに伸びる草木を表しているそうです。

「巳」は蛇のイメージから「再生と変化」を意味します。脱皮し強く成長する蛇は、その生命力から「不老長寿」を象徴する動物、または神の使いとして信仰されてきました。  
この2つの組み合わせである乙巳には、「努力を重ね、忍耐強く、物事を安定させていく」といった縁起のよさを表しているといえそうです。

弊社では、本年も不動産市場の課題をへびのように柔軟に乗り越えて、事業の基盤を整え皆様のご期待に添えますよう尽力してまいります。

皆様におかれましても輝かしい一年になるよう祈念いたします。

代表取締役 小林 雅和